

様式（第 9 条関係）

審 議 結 果

次の審議を下記のとおり開催した。

審議会等の名称	令和 6 年度 第 2 回益田市人権・同和問題解決推進委員会
開催日時	令和 6 年 7 月 3 1 日（水）午後 2 時から午後 3 時 4 0 分
開催場所	益田市人権センター
出席者及び欠席者	○出席者 【委員】渡辺委員（委員長）、長岡委員（副委員長）、落合委員、金山委員、花本委員、山本委員、椿委員、森本委員、豊田委員 9 名 【関係課】長嶺教育部長、小田川人事課長、志田原子ども福祉課長、桐木子ども家庭支援課長、盆子原健康増進課長、大庭福祉総務課長、齋藤障がい者福祉課長、齋藤教育総務課長、田原学校教育課長、房野学校教育課参事、堀本危機管理課長、澄川産業支援センター所長補佐 1 2 名 【事務局】和崎福祉環境部長、人権センター山下館長、栗山館長補佐、波田主任主事 4 名 ○欠席者 原田委員、寺戸委員、福田委員、野村委員、前田委員、栗原委員、塩満委員 7 名
議題	① 人権センター事業実績について ② 令和 5 年度事業実績について ③ 令和 6 年度事業計画について ④ （仮称）益田市人権尊重のまちづくり条例について
公開・非公開の別	公開
傍聴人の数	0 名
問合せ先	福祉環境部 人権センター 電話：0856-31-0412

経過

1 開会	
2 会議の成立について	
事務局	委員 1 6 名中 9 名の出席。「益田市人権・同和問題解決推進委員会設置規則」第 5 条第 2 項に基づき会議が成立していることを報告。
3 議事	
①人権センター事業実績について（資料 1）	

人権センター事業実績について事務局より説明	
委員長	ご質問等お願いします。
委員	まず資料について、それぞれの取組に対して4ページ以降に概要が付いており、内容も非常に分かりやすかったし、字体を少し大きくしてもらっているのも、より見やすい資料になっていたと思います。 一点質問です。先ほど相談事業について説明がありましたが、生活総合相談はもちろんのこと、他機関との連携による相談事業や3ページの消費者相談も件数が非常に増えてきています。周知が徹底してきたこともあると思いますが、こうした相談が増えてきた中で、今の傾向として、お気づきの事があれば教えてください。
事務局	傾向が見えてないところもありますが、生活相談については、家庭内の相談やご近所トラブルなどが多いように思います。そういった件数については把握しています。 消費生活相談については、定期購入や身に覚えのないクレジットの利用などの相談が増えていきます。
委員長	消費者相談は、ある程度専門の方が相談を受けておられることと思いますが、生活相談は、人権センターの中の相談員の方が相談を受けておられるのですか。
事務局	生活相談については、人権センターの会計年度任用職員の募集時に、生活相談ができる方という条件を付けており、その職員が生活相談の対応をしています。
委員長	相談された方がどのような気持ちで帰られたのか分かりませんが、皆さんに「相談してよかった。」と感じてもらえるといいなと思うのですが。
事務局	内容によっては、センターだけで解決しないこともありますので、関係機関や行政だけではなく、色々な相談事業所などと連携しながら解決を図っているところです。
委員長	人権センターに来れば何らかの支援をしてもらえるという安心感があれば、相談件数も増えていくのではないかと思います。センターだけで解決できる問題はそれほどないと思いますので、センターから専門的機関等にスムーズに繋ぐということ、そのあたりをお願いしたいと思います。 他にありませんか。
委員	令和5年度は障がいのある方からの相談が多かったということですが、どのような相談が多いのか、差し支えない範囲で説明してください。
事務局	ご自身の生活実態や悩みなど、解決して欲しいというよりは聞いてほしいという内容の相談が多かったように思います。どこかに繋げていくというような相談はなかったのも、傾聴に徹していました。

委員長	相談者のところですが、令和５年度の件数がこれまでの１から１３に増えていきます。１３は人数ですか、その１３人の方がそれぞれ相談に来られたのか、１３件ということですか。
事務局	延べ件数です。
委員長	延べ件数ということは、一人の方が２度、３度と相談に来られることもありますか。
事務局	あります。
②令和５年度事業実績について（資料２）	
令和５年度事業実績について事務局より説明	
委員長	ポイントになる部分のみ一括して説明していただきました。詳しくは、資料を見ていただくということですが、資料も分かりやすく、見やすく改正されています。皆様それぞれご覧になって来られていることを前提に、一括して質問を受けたいと思います。 いかがでしょうか。 本件に関しては、この後に令和６年度の事業計画という議題がありますので、そこで関連して質問していただくということによろしいですか。
③令和６年度事業計画について（資料３）	
令和６年度事業計画について事務局より説明	
委員長	今年度もすでに始まっていますが、今年度の計画につきまして、何かご意見があればお願いします。
委員	ヤングケアラーの対応について説明がありましたが、これまでヤングケアラーは対策としてではなく、各部署が色々な事業の中で対応してこられた部分があったと思います。施策として見えにくいところもあったのですが、今回相談窓口が開かれることで、少しは見えるようになったと思っています。 まだ相談窓口を設置して日が浅いので、大きな動きもないと思いますが、何カ月間かが経過して、この相談を主に誰が受けているのかという点とその体制について教えていただければと思います。

関係課	子ども家庭支援課の中には「あんしん相談係」という係があり、電話や専用のメールアドレスなどを通じて相談を受けるようにしています。 まだ直接的な相談は届いていませんが、支援体制については、色々な部署で今後も引き続き支援を行うということ、相談を受けながら関係の機関に繋ぎ、こちらも積極的に関わっていくという体制はこれからも変わることはないと思います。 今のところは、これまでの継続した相談の中で、7件ほど該当になると思われる世帯があります。そういった方の適切な支援には、ご本人さんやご家族のニーズにしっかりと寄り添いながら対応するという形が必要になりますが、少しでも早くから支援に繋ぐということ、改善を図っていくということを今後も取り組んでいきたいと思っています。
委員長	相談窓口ができたということは大きな進歩ではありますが、それが設置されたことの事実、色々な研修会や講演会の話も聞きましたが、そういう市民に公開されるべき情報をどのように広報していくのかという点は大きな課題であると思います。 具体的にどのようなことを考えておられるのか、ヤングケアラーの相談窓口に関する情報公開が一つ、色々な啓発のための研修会・講演会等の広報をどうされるのか、それについて予定があれば聞きたいと思います。
関係課	ヤングケアラー関係の広報のことについて説明させていただきます。 令和5年10月から専用の窓口を設置していますが、その後、市の広報誌への記事の掲載や、周知用のチラシを作成して市内の全小中学校に配布しています。また、民間施設等に勤務される方にお声掛けして、必要に応じて説明会をさせていただいており、今後もこうした啓発活動を続けていきたいと思っています。 特に、昨年度は「ヤングケアラーという言葉と内容について知っていますか」というその認知度に関する調査を長い期間かけて実施し、中間報告になりますが、今、757名の方から回答をいただき、57%の方が「言葉を聞いたことがあります」、「内容も知っています」という回答をされています。この調査にあわせ、市内の各所でパネル展示も行い、そのパネルを見ながらヤングケアラーについて知っていただけるような内容にしています。本年度も同様な取組をしていこうと思っていますので、委員の皆さまも機会があればご協力頂けたらと思います。 加えて、今年度は研修会を11月に実施しようと思っています。まだ企画段階でありますので、講師の先生や内容について詳しくお話することができませんが、広く皆様に知っていただけるよう、開催に関するお知らせができるようにと思っていますのでよろしくお願いします。
事務局	人権センターで色々行う研修会等の周知については、基本的に益田市の広報や公式ウェブサイト、公民館へのチラシ配布、告知端末の活用によります。このほか年に数回、石西地域人権を考える企業等連絡協議会に加盟されている企業さんに対してセンターなどで行う研修会の周知をさせていただいております。

委員長	広報は1回限りでは全く効果がないと思いますので、繰り返しされるのがいいと思いますが、今の説明を聞くと、丁寧にされているという気がします。
委員	「この人がヤングケアラーである」という判断を誰がするのかということと、断定された場合の措置、具体的にどう支援されるのかということについてお聞かせ願えればと思います。
事務局	ヤングケアラーに関するご相談は、誰がされてもいいようになっていますので、市民の方だけではなく、行政側で「これは支援に繋ぐ必要があるのではないか」という判断をさせていただくこともあると思います。 ご家族の状況・背景や起こっている事象を断片的に見ただけで、これはヤングケアラーだ、ヤングケアラーではないという判断はしかねる部分があります。そういったところについては様々な状況を把握しながら、総合的な判断になり、個々のケースによってご相談内容、繋ぐ支援もそれぞれ違ってくると思いますので、少し気になると感じたら、ご相談頂けるといいと思います。
委員長	ヤングケアラーという言葉だけが独り歩きして、「この人はヤングケアラーだ、この人はヤングケアラーではない」といった線引きをすることが目的ではなく、実際にその子が、家庭の中で何に困っているかということが一番大事だと思います。そこはケースごとに、見落としがないように連携して、まずは相談からということでよろしいでしょうか。
④（仮称）益田市人権尊重のまちづくり条例について（資料4、5）	
（仮称）益田市人権尊重のまちづくり条例について事務局より説明	
委員長	前回様々なご意見をいただきました。それぞれについて説明があったと思いますがいかがでしょうか。
委員	第12条「相談及び支援体制の充実」という項目です。人権侵害行為の防止を目的とした条例制定という説明でしたが、やはり人権侵害行為の禁止という市のきちんとした方針を出すにしても、人権侵害、侵害行為はあるというふうに考えなければならぬと思います。その中で相談を受け、支援体制を充実させるということは流れに沿ったものであると思いますが、その相談と支援、支援も言葉だけでは分かりにくい。例えば人権侵害行為があった場合に、調査し、若しくは人権侵害をした者に何らかの要請をすることも必要で、これでは少し見えにくいところがあるのですが、何かその辺でお考えがあればお聞かせください。
事務局	先ほど説明の中でも触れましたが、差別の禁止や虐待防止など、現在、国が法律で個別に定めているものがあり、事象によっては、国、県、市がそれぞれに関与する事案、その他の関係機関が関与する事案があります。その中で、どのような支援体制、支援ができるのかということは、個別のケースごとに考えて行く必要があるのではないかと考えています。条例の上では、支援体制の充実に努めるといった表記にして

	いますが、最終的には、発生した事象の内容に応じ、関係する機関と連携して対処していく必要があるのではないかと考えています。
委員	事象・事案によって個別の対応が必要であることは十分分かります。こうして条例をつくるということは、人権尊重のまちづくりをより推進していこうといった意気込みであると思います。繰り返しになりますが、人権侵害行為があった場合に、それを救済する、調査するということをきちんとされないと、結局、人権侵害を受けた方は救われないということになると思います。充実に努めることで、より堅固な相談支援体制がつくられるだろうと、条例上はそういうことになると思いますが、何か一つでも二つでもこのような形になるというような考えがありますか。
事務局	先般の会議の中で、人権侵害行為が発生した後の対応という部分を条例に生かすことが大切ではないかというご意見があり、それを踏まえて、このたび、条文の整理も一定程度行ったところです。 条例を制定することによる支援や体制、これまでと何がどう変わるのかという点については、もう少し議論する必要がある、この場で具体にお答えすることができませんが、事象・事案に応じた適切な対応が図れるよう、十分連携をとっていかなければならないと思っています。
委員長	私の知る限り、国の法律レベルでも救済措置や罰則規定などの議論があったように思いますので、条例レベルにおいて同様な規定があった方がいいのかどうか判断できませんが、いずれにしても今のようなご意見は事務局として受け止めていただいているので、事務局にお任せしたいと思います。いかがでしょうか。 他に何かありましたら。 私が思ったことを言わせてもらいます。 前回の様々な意見を上手に吸収され、この修正案が出来ていると思いました。ただ一点だけ気になるのが、修正案の第7条「人権侵害行為の禁止」で、「不当な差別的言動、いじめ、虐待」と書いてあるところです。「不当な差別的言動」という言い方、慣用的によく使われる言い方で、普通に読むこともできますが、意地悪く読めば、「不当な」という形容詞が付くことによって、「不当でない差別的言動」はありうるのか。受け取り方によっては、ここで引っかかる可能性もあるのかなと、私はそう思って読みました。これは私の個人的意見です。
事務局	委員長が言われた条文上の表現、「不当な」という文言を付けていますが、法律や他市の条例には、「不平等な差別」と表現するケースと、単に「差別」と表現するケースの双方がありました。 今回の修正案においては、直近に制定された他市の条例のほか、「不当な差別」という表現を用いるヘイトスピーチ解消法や障害者差別解消法など比較的新しい法律

	の例を参考にしていますが、この部分の表現については事務局としても悩ましいところでした。 「こうした理由で「不当な」という文言を付けた」というものではありませんので、ご意見があれば考えたいと思います。
委員長	意見を聞いた方がいいということですね。どなたか意見があればお願いします。 私以前、国における法律の議論の状況を新聞で見たことがあります。「不当な」という言葉を付けることによって「一定程度の差別を許すことにつながるのではないか。」といった意見があったようです。こうした意見もあるのだなと思ったことがあるので、ひとつの言葉ではありますが、どうでしょうか。
委員	私はこれを見たときに特に何も思わずに読み進んでしまいましたが、先ほど委員長が言われることを聞いたら、なるほどこれは見る人が見ればそういう風に思うかもしれないなと思いました。今後修正が可能であれば、修正していただいた方がいいと思しました。
委員長	他に、何かありますか。 「不当な」という言葉を残すべきとの強い意見もないと受け止めますが、条例上の表現というのは、我々市民の感覚とは異なることもあるように思います。 この修正案については、事務局に持ち帰ってもらって、後は事務局の方で再検討ということになりますが、私たちの意見として伝えられるのはこの会が実質終わりになると思います。本当に、よろしいですか。 なければもう一つ。 条例の名称が括弧仮称になっている状態で、この正式な名称について事務局より意見を求められています。言うまでもなく、この条例の文案や名称はこれから先も長く益田市に残されるもの、対外的にも発信されるものです。たかが名前ですが、されど名前ですので。もし意見があれば委員さんからもお聞きしておきたいということです。ご意見があればお願いします。 資料4の最後4ページ、「3、その他 条例の名称(題名)について」というところに、他自治体が使用する名称が載っています。これを参考にとということですが、逆に事務局の方でこの点について迷っているということがあれば、聞かせてもらった方がいいと思います。全くそういう前提なしに聞かれているのかどうでしょうか。何か迷うところがありますか。
事務局	これまで、「まちづくり条例」という仮称にしていますが、他市の例の中にもある「社会」など、もう少し「まち」よりも広い範囲を想定する名称にすればいいのではないかという思いはあります。

委員長	そう言われると、人権尊重という単語はほぼ共通していますが、大方「まちづくり」と「社会づくり」の二つに分かれている感じがします。あと、「差別のない」という言葉が付いているとか。 そのあたり何かご意見がありますか。
委員	色々な言い方があるのだなと思いながら聞いていました。まず何をもって、人権尊重の益田市をつくっていくのかということを考えてみたとき、やはり、差別をなくすことによって人権尊重の益田市をつくっていくという、少し強いメッセージを出す必要があると思います。 もう一つ、「まちづくり」と「社会づくり」の名称ですが、例えば、健康長寿のまちづくりという益田市だけで完結できます、基本的に。ただ、人権尊重としたときには、今実際に「いのち・愛・人権」展などは圏域の自治体と連携して行っている部分もあり、そのことを考えると、「まち」では狭い意味になるように思います。そういった点で「社会」が一番いいのではないかと私としては思っていますが、皆さんのご意見を聞かせてください。
委員長	「差別のない」というメッセージを出すとともに、「社会づくり」がよいのではないかというご意見でした。 この場で一括してまとめることはできませんので、各委員さんの意見を聞かせていただいて、後は事務局に持ち帰っていただくことにします。 他に意見はありませんか。 無いようですので事務局に返してよろしいですか。
委員	前に戻りますが、人権侵害行為が起こって何ができるのかということですが、今、罰則規定など法的な決まりはありません。最低限にやらなければならないことは、怒りをどのようにもっていくかという中でのアクションを考えていくことが大事であると思います。 かつては、部落差別などから言えば、結婚差別にあつて自ら命を絶つようなことがありました。昭和51年、例の地名総鑑が出た年に、部落の青年が当時就職試験で落ちて自らの命を絶ったりしたこともありました。まだ法の中できちんと、差別が犯罪であるという認識、共通理解ができてない気がしていますが、基本的に私自身は犯罪だというふうに思っています。 今後法整備がどのようになるか分かりませんが、法整備を待つ前に、まずは被害者をどうするか、被害者のサポートをどうするか、ということに私たちの役割があるのではないかと思います。
委員長	ありがとうございました。 今後のスケジュールについて事務局からお話があるようなのでお願いします。

事務局	今回、委員の皆さんにいただいた意見を事務局で整理し、今後 9 月議会にて条例案の報告を行い、パブリックコメントを実施する予定です。 なお、パブコメに諮る前の条例案について、委員にご確認いただく機会がありませんので、修正した内容を委員長にご了解いただく形で進めることとしてよいでしょうか。
委員	はい。
委員長	議題の 4 まではこれで終わりにします。 最後、その他でございます。
4 その他	
事務局	8 月 7 日開催の人権研修について報告
委員長	それでは議事が全て終了しましたので事務局にお返しします。
事務局	委員長、長時間にわたり議事進行ありがとうございました。 以上をもちまして、令和 6 年度第 2 回益田市人権・同和問題解決推進委員会を閉じます。本日は誠にありがとうございました。